

消防消第101号  
平成17年5月2日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防課長

水防団員を兼ねている消防団員への退職報償金の取扱いについて（通知）

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）が、平成17年5月2日に公布され、そのうち水防団長又は水防団員で非常勤のもの（以下単に「水防団員」という。）が退職した場合において、退職報償金を支給することができるようにすること（**水防法第6条の3関係**）については、同日施行されています。

今回の改正において、同条の規定が新設された趣旨は、危険と隣り合わせの業務を永年行ってきたにもかかわらず、これまで法律に支給根拠がないために退職報償金の支給対象となっていない専任の水防団員の労苦に報いるために、退職報償金に係る支給根拠規定を設けられたものとされています。

一方、現行制度では、消防団員が退職した場合においては、消防組織法第15条の8の規定に基づき、市町村の条例で定めるところにより、退職報償金が支給されることとされています。

水防法においては、水防組織は水防団と消防機関が相互に連携して活動することとされていますが、「水防」は本来消防の任務に含まれており（消防組織法第1条）、地域の総合的な防災組織である消防団が水防業務を行うことができるのは当然であります。したがって、仮に水防団員を兼務をしていなくても消防団員は水防業務を行うことができるものです。なお、現在消防団員が条例上自動的に水防団員を兼ねるとされているところも多く見受けられるところです。

水防団については、水防法施行時から、水防法は「主として現在各地に存する水防団に法的根拠を与えようとする趣旨であり、消防機関にて水防を行いうるに拘らず、これが設置を奨励する趣旨では決してない。（中略）真に已むをえないときに限り水防団の設置を認めるよう指導すること。」（昭和24年5月27日付け河第13号各都道府県知事あて建設事務次官通牒）との考え方をとっているところであり、全国の専任の水防団員はごく少数にとどまっているところです。

以上のことから、水防団員を兼ねている消防団員が退職したときに支給される退職報償金の支給根拠は、消防組織法第15条の8の規定のみであり、水防法第6条の3の規定ではないと解しております。

貴職におかれましては、これらのことに留意のうえ、適切に運用されるとともに、あらゆる災害への対応を担う消防団を中心とした地域の防災体制の一層の充実強化に努めていただきますようお願い申し上げます。また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。